

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第一号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 3
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陰 均
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【報告義務発生日】	平成24年7月3日
【提出日】	平成24年7月5日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上変動したこと 提出者1の保有目的が変更したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本化学産業株式会社
証券コード	4094
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	三井住友信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	大正14年 7月 28日
代表者氏名	常陰 均
代表者役職	取締役社長
事業内容	イ. 信託業務・預金業務・貸付業務・外国為替業務・証券業務(公共債の売買等)他

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 受託業務部 企画チーム 高田 克己
電話番号	03-6256-3529

(2)【保有目的】

<p>発行会社との総合取引推進のため、安定株主としての長期投資目的で保有するもの。 ()信託型ライツプラン導入に伴い発行された新株予約権を信託受託者として受益者のために保有している契約分については、従来、旧中央三井アセット信託銀行では受託者が、旧住友信託銀行では委託者が、大量保有報告書を提出していましたが、両社合併後は、新規の契約分より委託者が報告する取扱いに一本化したしました。</p>

(3)【重要提案行為等】

特になし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)	287,000		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 287,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		287,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年7月3日現在)	V	20,680,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.39
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		55.36

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
24年7月3日	新株予約権証券	25,000,000	120.89%	市場外取引	処分		新株予約権の消滅

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

特になし

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	81,542(簿価)
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	顧客の資金
取得資金合計(千円) (W+X+Y)	81,542

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当なし					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当なし		